

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請に係る面談

2. 日時: 令和4年6月24日(木)16時30分～16時45分

3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

本多主任安全審査官、榎見主任安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 燃料材料開発部 次長 他9名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

- ・大洗研究所 核燃料物質使用施設等保安規定 使用施設等における保安規定の審査基準と保安規定の記載整理表
- ・大洗研究所(北地区) 核燃料物質使用施設等保安規定の変更内容についてーホットラボ施設に係る変更ー
- ・日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請について(燃料研究棟)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の本田でございますそれでは大洗喜多のですね保安規定の変更認可申請に係る面談ということで、
0:00:12	昨日に引き続き今日ご説明いただけるということで原子炉機構さんの方からよろしく願いいたします。
0:00:21	はい、原子力機構安楽あんず東京事務所仲村です。本日はよろしく願いいたします。昨日の面談を受けましてですねコメントいただいた事項について資料の方に反映してございまして本日、ご提示をさせていただいてる。
0:00:37	ございます。
0:00:38	企業の方は全部で三つございまして、一つが保安規定審査基準等の対象というものでもう一つが、ホットラボの申請概要のパワーポイントのスライドでもう一つは燃研棟の安心材料のパワーポイントのスライドとなっております。
0:00:55	ではまず、代表の方からですね昨日のコメント反映した箇所について説明をさせていただきます。
0:01:04	ではまた防の方から順番にお話を説明していただければと思いますお願いいたします。
0:01:14	多分これだと、
0:01:16	ホットラボはキムラですよろしく願いします。
0:01:20	その機能の
0:01:22	先端の方でお話ありました、汚染拡大防止の観点というところで、実際
0:01:29	859 というところに記載いたします。ページで言うとですね、12 ページとなっております。
0:01:38	12 ページにですね、変更条文として、6 ページの 16 条の伊藤跡部教材等というところを記載いたしております。
0:01:49	さらにですね、以降につきましてははせっかく来防止措置の、
0:01:54	先方も汚染防護上の措置に関することというところで立候補日のお話か内容を記載しております。
0:02:01	あとは関連する条文としまして、次のページの、
0:02:08	やや上の方にですね、6.2 台以上ということで、今回の構成拡大防止の措置の、
0:02:14	確認というところを、手引きの方に記載いたしますので、安全上としてこちら当然第 2 条を記載いたしました。
0:02:22	この資料につきまして追記したところは以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:28	続きまして免許のほうもお願いします。はい。
0:02:31	はい。全体のイシカワです。
0:02:34	条件検討の方の主変更内容についてご説明させていただきます。
0:02:39	燃料研究棟におきましても資料としては 12 ページに記載になります。
0:02:44	資料の真ん中に第 7 編、第 8 条、9 月の 1 というのを追記させていただきました。
0:02:52	こちらがグローブボックス、それからフードの 9 月について記載されているものですが、内容としましては右の備考がございます通り、グローブボックスは維持管理設備を伴わない、失礼しました。
0:03:06	取り扱いの委員会設備のグローブを含む、を追記しておりまして、9 月の維持を行うというふうにしてございます
0:03:13	またプールについては旧リンジョウタイよりしなければならない、できておりまして、吸引状態により、
0:03:19	それぞれ保険金防止措置を講じ、踏み切っております。
0:03:24	またその下の付近には、第 7 編、第 13 条の 3、この情報を追記しております。
0:03:31	こちらの中で、右に概要を記載してございますが、
0:03:35	設備機器、こちらに核燃料物取り扱い時間設備を含むと記載してございまして、
0:03:44	こちら、江藤所長する設備について、S E 保全整理表や、
0:03:50	施設管理計画等、それをを用いて、管理をしておりますけれども、
0:03:54	同様に、次回説明を保守管理を行っているように、記載してございます。
0:04:00	これが関連する、
0:04:03	条文等としまして、次の 13 ページ。
0:04:06	いずれを中段、23 条の 2 が 13 条の 4 以降、
0:04:12	そこで、
0:04:15	利用、施設管理目標、施設管理実施計画等の策定と関連する条文を記載してございます。
0:04:25	燃料研究棟につきまして以上になります。
0:04:30	機構東京事務所中村です。続いてそのままスライド費用の方も説明した方がよろしいでしょうか。引き続き続けてお願いします。
0:04:39	はい。では再度資料の方ですね年検証を終わりました引き続きホットラボの順番で説明をお願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:50	年内部の石川です。では営業研究等の資料につきまして、ご説明させていただきます。
0:04:57	Power Pointの資料、こちら、前回5月18日にご説明させていただいた資料を修正したものに内容になります。
0:05:05	保安規定変更認可申請についてです。
0:05:09	道をめくっていただきまして、2ページ目に追記したことがございます。
0:05:14	本市程度概要のすぐ下のところを今回設置いたしました。
0:05:19	同法の規定、本申請は、令和3年11月10日の予定現状物使用変更許可申請との整合を図るため、保安規定、
0:05:30	よろしいでしょうか。
0:05:32	どうぞすみません。はいどうぞ。
0:05:34	まず専務を図るために、保安規定を変更し、認可申請を行うものです。
0:05:40	いうことを記載してございます。
0:05:42	またページを2枚めくりまして、4ページ目になります。
0:05:47	中身、
0:05:49	ございました。午後の方で一部追加してございます。
0:05:55	こちらの放射線廃棄物内廃棄物の管理、矢萩さんについてですが、こちらは使用変更許可申請書
0:06:03	におきまして、
0:06:04	参考資料3として、
0:06:06	設備の撤去、のかかる安全性についてというのを追加してございます。
0:06:13	解体の方法として、補助性廃棄物ね廃棄物の取り扱いについて記載していることから、
0:06:19	今回保安規定
0:06:20	追加してるものになります。
0:06:22	今ご説明を追加させていただきました。
0:06:25	それ以外につきましては、以前ご説明した内容ですので、割愛させていただきます。
0:06:30	両研究等のご説明は以上であります。
0:06:39	東部の方もお願いします。
0:06:42	はい、堀田小椋です。
0:06:44	パワーポイントの方の資料ですけどもまず8ページ目をお開きください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:52	こちら 17 条の第 3 項に係る記載なんですけれども、こちら変更内容の詳細担当 1 というところの最後にですね、※1 ということでまとめさせていただきました。
0:07:05	五名の説明については村長、5 ページの一番下に、本変更に係る第十条の検討について、充実というところで昨日、原発の中で受けたお話について、
0:07:18	P 12 に以降に示しております。
0:07:23	まず 12 ページをお開きください。
0:07:27	22 ページですけど、こちら、十四条の記載に係る経緯、2 分の 1 としまして、まずその 57 条というのは、どのような記載がされたというところで、1 項 2 項の 2 項立てでそもそもあったと。
0:07:42	いうところを記載してそれがいつまでに交雑であったというところをまず記載してます。
0:07:50	次にですね現在、現行の保安規定において第 3 項についての内容が入ったかというところなんですけれども、斎藤の方がですね鳥飼工事を行うというところでですね、
0:08:03	環境に係るですねご理解が完了するまでの間の措置というところでこの十七条の担当ではないんですけども、
0:08:11	第 31 条の方にですね、同様の内容が、いうことをここに記載させていただきました。
0:08:20	ルートですね、また同じように、76 回上がっている三分の 2\$ というところで、じゃあ一体、どのタイミングで 17 条の 3 項に入ってるかというところを、
0:08:31	決めて内容を記載しております。
0:08:37	この 2 ページがまず十四条の記載に係る経緯ということで、
0:08:41	記載させていただきました。
0:08:43	ページめくっていただきまして、14 ページですけども、その他の原因としましては、最初のカラムにはですね斎藤斗記載を、まず
0:08:54	いただきました。
0:08:57	次のカラムではね、
0:08:59	アラームで、次のカラムでは、安全評価に関する記載について記載させていただきました。
0:09:08	その次の体につきましては、中長期計画に係る記載を行いました。
0:09:14	最後にですね、今回の
0:09:17	財産等に係る変更に関する記載を行いました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:24	最後に、
0:09:26	時系列ということですねこれまでの流れもわかるようにですね、時系列公表として入れさせていただきました。
0:09:35	以上が今回このポイントの資料につきまして、
0:09:38	一致した点があります。
0:09:40	以上です。
0:09:45	はい。規制庁の本田です。どうもご説明ありがとうございます。
0:09:50	衛藤。
0:09:54	昨日の面談において口頭で一応ご説明いただいた通りのことが記載されてるかなと理解しました。
0:10:02	まず一つちょっと確認ですけど一つは最初の、
0:10:06	整理表のところで、
0:10:09	ホットラボ。
0:10:12	年齢燃料研究棟も燃料研究とともに維持管理施設については
0:10:19	負圧の維持であったり点検をすとか、
0:10:25	施設を適切に管理するっていうことで汚染拡大防止のための措置がとられることになっています。
0:10:33	いうご説明と、
0:10:35	次は、燃研棟における変更内容については、
0:10:42	令和3年11月に変更許可を取得した内容を保安規定において守屋は反映するものであります。
0:10:51	ということと、あと、一方で放射性廃棄物の排出については申請書の参考資料において宣言したということをご説明いただき、
0:11:03	それから、ホットラボの第17条の第3項に代わる3項に係る変更については、廃棄等、
0:11:13	の取替工事ですかねに係るに關係して、現行の既許可の3項の
0:11:21	使用を制限するような条文を追加したってということと、使用の目的をね、変更したので今回JMT Rから全部契約は受け入れると。
0:11:31	というようなことを明記したということを理解いたしましたありがとうございます。
0:11:41	規制庁の方で確認すべきことを確認できました。
0:11:47	原子力機構、
0:11:49	さんから何か質問等あれば、お願いいたします。
0:11:58	あ、どうぞ。
0:11:59	東京事務所案各本部、特にございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:04	年大分イシカワです。特にございません。
0:12:07	また別にこちらはございません。
0:12:12	わかりました。それでは特にないということであればこれで大洗喜多、
0:12:18	大洗研究所北地区の保安規定の変更認可申請に係る面談、終了といたします ますどうもありがとうございました。
0:12:27	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。